様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

（あて先）かすみがうら市長

所在地

事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　㊞

かすみがうら市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱誓約書

　介護保険住宅改修費又は福祉用具購入費の受領委任払の取扱事業者の登録を受けるに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

１　特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具の販売又は住宅改修（以下「住宅改修等」という。）に関しては、関係法令及びかすみがうら市介護保険住宅改修費等の受領委任払に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）を遵守します。

２　被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等の提供を行うよう努めます。

３　かすみがうら市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

４　被保険者から本制度の利用を求められたときは、被保険者の提示する介護保険被保険者証によって要介護認定又は要支援認定の状況等を確認し、住宅改修費等受領委任払制度が利用可能であるかどうか確認します。

５　住宅改修等を取り扱う場合、見積書その他保険給付を受けるために必要な書類を作成し、被保険者に発行します。

６　住宅改修等に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更の内容を被保険者に通知し、変更後の見積書を被保険者に発行するとともに、関係機関に連絡します。

７　被保険者から申請が承認された旨の連絡があった場合は、当該住宅改修の施工に関して十分に説明を行い、速やかに申請書に記載された内容の住宅改修を行います。

８　住宅改修費等については、被保険者の負担割合証を確認し、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分の領収書を発行します。

９　被保険者が次の事項に該当する場合には、遅滞なくその旨を市に報告します。

（１）　不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）　正当な利用なく、当該住宅改修等を行うに当たって必要な手続きに協力しないとき。

１０　住宅改修等に関する記録を整備し、介護報酬を受け取った日の翌日から５年間保存します。

１１　関係法令、要綱及びこの遵守事項等に違反し、その是正等について市から指導を受けたときは、直ちにこれに従います。

１２　被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応します。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処します。

１３　住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により被保険者の生命、身体、財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を賠償します。

１４　事業所の職員は、業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

１５　事業を廃止、休止、再開するとき、又は登録の抹消を受けようとするとき、若しくは登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を市に届け出ます。